社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会
福祉教育・交流活動等資材貸出要領

1　目的

この要領は、社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する福祉教育・交流活動等に供する資材の貸し出しについて必要な事項を定める。

2　貸出資材

貸出資材は次の各号に掲げるものとする。

(1)　車いす
(2)　点字器
(3)　アイマスク
(4)　白杖
(5)　高齢者疑似体験セット
(6)　レクボッチャセット
(7)　モルック
(8)　マイク
(9)　その他

3　貸出対象

貸出対象は次の各号に掲げる者とする。

(1)　守山区内の小学校並びに中学校、高等学校、養護学校、専門学校、大学など教育機関
(2)　守山区内の学区地域福祉推進協議会など、各種地域団体
(3)　守山区内の社会福祉施設など、各種福祉機関
(4)　本会ボランティアセンターに登録しているボランティアグループ
(5)　その他本会の会長（以下「会長」という。）が特に認めた者

4　使用目的

資材の使用目的は、次の各号に掲げるものでなければならない。

(1)　車いす
車いす利用者に対する理解を深めるための車いす体験学習。
(2)　点字器
視覚障害者並びに点字及び点訳ボランティアに対する理解を深めるための点訳体験学習。
(3)　アイマスク及び白杖
視覚障害者及びガイドヘルプボランティアに対する理解を深めるためのガイドヘルプ体験学習、又は盲導犬に対する理解を深めるための盲導犬歩行体験学習。

(4)　高齢者疑似体験セット
　　高齢になることにより起こり得る身体能力の変化を理解し、高齢者への思いやりの心を育てる高齢者疑似体験学習。
(5)　レクボッチャセット
　　多様性を認め合う体験学習や交流活動。
(6)　モルック
　　多様性を認め合う体験学習や交流活動。
(7)　マイク
　　地域・福祉活動・講座・会議・交流活動。
(8)　前各号に掲げるもののほか、会長が特に認めた事業。

5　貸出制限
(1)　前項に定める目的以外に使用すると思われる場合には貸出を認めない。
(2)　前項の規定に限らず、営利目的に使用すると思われる場合には貸出を認めない。
(3)　高齢者疑似体験セットについては、(福) 名古屋市社会福祉協議会主催の「高齢者疑似体験インストラクター養成研修」の受講を修了したインストラクターによる指導がない場合には原則として貸出を認めない。

6　申込
　申込は、資材を使用する日の３ヶ月前から来所、電話及びＦＡＸのいずれかで行うことができる。

7　貸出及び返却
(1)　貸出及び返却の受付場所は、名古屋市守山区小幡南１－２４－１０アクロス小幡ビル２階本会事務室とする。
　　受付時間は、平日 8 時 45 分から 17 時 15 分までとする。
(2)　貸出を受けようとする者は、福祉教育等資材貸出申込書（第 1 号様式）を提出するものとする。
(3)　貸出期間は原則、１週間以内とする。ただし、引き続き使用を希望するときは貸出期間中にその旨を申請することにより、他の貸出予約がない場合に限り１週間を限度に貸出延長ができるものとする。
(4)　貸出資材２の(1)車いすについては、「社会福祉法人名古屋市守山区社会福祉協議会車いす貸出事業」で使用する車いすとの共用であり、同事業実施を優先するものとする。
(5)　貸出を受けた者は貸出期間内に返却し、７の(2)により提出した福祉教育等資材貸出申込書（第 1 号様式）の返却欄を記入するものとする。
(6)　７の(3)の貸出期間については、会長が認めた場合においてはこの限りではない。

8　使用料
　使用料は無料とする。

９　転貸の禁止

貸出を受けた者は、資材を他団体または他人に転貸してはならない。ただし、３の(1)の貸出対象者においては、会長が認めた場合はこの限りではない。

10　貸出の停止

会長は、貸出期間を経過しても資材を返却しなかった者に対して、以後一定期間貸出を停止することができる。

11　事故の予防等

(1)　貸出を受けた者は、資材の使用方法を守り事故のないよう努めるとともに、万が一に備え保険等の加入に努めること。

(2)　万が一事故等が発生した場合でも、本会は一切その責任を負わない。

12　弁償

(1)　貸出を受けた者は、資材を紛失または破損した場合は、会長の指示するところに従って現品または相当の代金で弁償するものとする。ただし、資材の老朽化等やむを得ない事由による場合はこの限りではない。

(2)　貸出期間経過後、会長が資材の返却を求めてもなお返却をしないときは、資材を紛失したものとみなし、前号の規定を適用する。

13　その他

この要領の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、令和元年１０月１日から施行する。

この要領は、令和８年１１月　１日から施行する。